

第10回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会 (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和2年8月20日(木) 9:56~11:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等(オンライン会議)
- 3 出席者

<有識者委員>

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 座長 | 竹中 平蔵 | 東洋大学教授
慶應義塾大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| | 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーションフアウンダー |
| | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会社員・理事 |
| | 坂村 健 | 東洋大学情報連携学部INIAD学部長 |
| | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |

<地方創生推進事務局>

- | | | |
|--|--------|-----------------|
| | 眞鍋 純 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| | 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| | 佐藤 朋哉 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| | 喜多 功彦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| | 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) フリーディスカッション
- 3 閉会

(説明資料)

- 資料1 今後のスケジュール(案)
資料2 国家戦略特区基本方針の改正のポイント(案)

(参考資料)

参考1 出席者名簿

○喜多参事官 ただ今より、第10回「『スーパーシティ』構想の実現に向けた有識者懇談会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席者でございますが、竹中座長、原座長代理、阿曾沼委員にお越しいただいています。オンラインで秋山委員、坂村委員、中川委員、八田委員に御出席いただいております。

事務局の参加者は、出席者名簿を御確認ください。

前回同様、オンライン参加を含めた開催になりますので、最初にいくつか注意点をお伝えさせていただきます。

まず、本日の議事でございますが、始めに、よろしければ竹中座長から御発言を頂いた後、事務局から御説明させていただき、その後、フリーディスカッションに移らせていただきたいと思います。スムーズに進行するため、一巡目の発言につきましては、原座長代理、阿曾沼委員、秋山委員、坂村委員、中川委員、八田委員の順番で御指名させていただきます。二巡目以降の発言につきましては、挙手をいただき、私から指名させていただきます。その際、恐縮ですが、最初にお名前をおっしゃってください。

また、配付資料に言及される場合は、資料を特定していただきますよう、よろしくお願い致します。

また、オンライン参加の方々にはマイクを通じて音声が届きますので、大変恐縮ですが、会場にいらっしゃる方々はマイクに向かって御発言いただきますよう、よろしくお願い致します。常にマイクはオンになっていますので、操作は不要でございます。

最後に、接続不良等があった場合には、事務局まで御連絡ください。

では、事務局から説明の前に、竹中座長、コメントをお願いできますでしょうか。

○竹中座長 おはようございます。竹中です。

今日も暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

大変詳しい皆さんですから、特に申し上げる必要は何もないのですが、スーパーシティに関する関心は非常に高まっていると思います。そういう期待に応えられるように、まさにこういう新型コロナの時期であるからこそ、非常に前向きな政策を進める、その意味で、スーパーシティの議論は大事だと思います。とりわけ基本方針の改定の話というのは、今後の運営の大変肝になる部分でありまして、今日はその改正のポイントについての議論もなされるということになっておりますので、是非活発に御議論いただきたいと思います。

改めてですが、基本方針は大変大事ですので、今日はよろしくお願い致します。

○喜多参事官 ありがとうございます。

それでは、事務局より説明いたします。佐藤審議官、よろしく願いいたします。

○佐藤審議官 佐藤でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料を御覧ください。まず、資料1、スケジュールでございますけれども、これは従来から御説明しているとおりでございますけれども、自治体の皆さんとお話をしていますと、やはり新型コロナの影響もあって、非常にスケジュール的に厳しいというような声もありまして、ここにありますように従来の年末に決めるというスケジュール感からは3か月ほど後ろ倒しをするという形で、ある程度幅を持ってスケジュールを考えたいと、このように考えておるところでございます。

時間もございませんので、早速ですけれども、資料2を御覧いただいて、基本方針の改正のポイントを御説明させていただきたいと思っております。これは主なポイントをまとめたものですけれども、今回の基本方針の改定のポイントは大きく三つあると考えております。

一つが、「国家戦略特区の目標の改正」ということで、今般のスーパーシティ構想の導入に伴いまして、その機会を捉えて、特区制度の目標自体を改めて見直すべきではないかという問題意識のもと、ここにありますように経済のグローバル化・デジタル化などの経済社会情勢の変化、あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大への対応、そういうことへの必要性も踏まえまして、ここにありますように大きく従来の特区制度の目標自体を変えたいと思っております。

まず、ア)として、「経済成長を促進し、加速化するための『岩盤規制』の改革」ということで、ポツがいくつか並んでいますけれども、始めの二つ「幅広い分野における『デジタルトランスフォーメーション』の推進」、あるいは2番目の「高度で革新的な『近未来技術』を実装するための規制改革の推進」、それから、3番目の「新型コロナウイルス感染症に対応した『新たな生活様式』を実現するための規制改革の推進」、こういったものを新しく重点目標として明記したいと考えております。

あわせて、農業分野の改革の重要性などに鑑みまして「地方創生に寄与する『第一次産業』や『観光』分野等の改革」というのを従来よりも上に持ってまいりまして、プライオリティーを高めたいと考えております。

あわせまして、新たな制度的枠組み、ツールが増えたことを踏まえまして、イ)として、「新たな国家戦略特区制度の積極的な活用」ということで「スーパーシティ構想の実現」と「地域限定型規制のサンドボックス制度の活用」というのを重点目標として掲げたいと考えております。

2番目といたしまして、「国家戦略特区の指定類型の改正」ということで、今回のスーパーシティ制度の導入に併せまして、既存の特区の類型についても改めて整理をして、区域単位の指定とプロジェクト単位の指定、いわゆるバーチャル特区というものでございますけれども、その整理を明確化してはどうかと考えております。具体的には、①として、「分野横断改革拠点型指定」ということで、これは分野横断的な広がりを持っている等の

包括性・総合性有するもの。②として、「特定事業連携型指定」、いわゆるバーチャル特区として複数の地域でプロジェクトを実施することにより、効果的・効率的な全国展開を目指すもの。③として、「スーパーシティ型指定」、というような整理にしてはどうかと考えております。

3番目といたしまして、「スーパーシティ制度の導入に伴う改正」でございます。これは細かいものも色々ありますが、大きなものは二つかなと考えておまして、まず、始めに、(1)「スーパーシティ区域の指定基準」ということで、ここにありますように全部で7項目ほど指定基準を考えたいと考えております。

これは従来御議論いただいたものを改めて整理したものでありまして、1点目が、「複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上）」ということ。2番目として、「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント」があること。ここについてはちょっと細かいのですが、当初複数分野の大胆な規制改革ということを経験してはどうかと考えておたのですが、その分野というよりも、そのインパクトが広範囲にわたるということを明確化する趣旨をはっきりと書いたほうが良いのではないかというような御意見もありまして「複数分野の」というのから「広範かつ大胆な」というような書きぶりに改めたいと考えております。3番目として、「『アーキテクト』の存在」。4番目として、「地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定」、あわせて、「地方公共団体の公募による事業者候補選定基準の考え方についても記載」をしたいと考えております。5番目として、「地方公共団体による区域指定応募前の住民の意向の把握」です。6番目として、「データ連携基盤の互換性確保及び安全基準適合性等」。7番目として、「住民等の個人情報の適切な取扱い」と考えております。

2番目の大きな塊として、(2)「基本構想に関する住民等の意向の反映・確認」というものでございます。これもこれまで御議論いただいた結果をまとめたものでございます。①として、「基本構想の作成に当たっての住民等の意向の反映」ということで、区域会議が基本構想をまとめる際に、協議会、議会の議決、住民投票その他から適切な方法を選択して、住民の意向を反映させる。

その上で、②番として、「基本構想の提出前の住民等の意向の確認」ということで、基本構想を内閣総理大臣に提出する前に、改めて住民を対象とした投票によってその意向を確認することを基本とする。その上で、必要に応じて追加的な意向の確認手続を実施するという形にしてはどうかと考えております。

なお、資料2のポイント以外の論点としては、区域会議の構成員について御意見を伺いたいと思います。区域会議の構成員として、国家戦略特区担当大臣と関係地方公共団体の長が必要と認めるときに協議して、その構成員とすることができる密接な関係者の例示として、現行の基本方針では、地域の経済団体とか金融機関などが示されているのですが、そこに住民その他の利害関係者を加えるべきかどうかという点です。

これについては、住民をどのようにして選ぶのかという基準を定めることが現実的に中々難しいのではないかと御意見も頂戴しております。

次に、区域指定に当たっての専門家の評価の取り入れ方についてです。これについては、スーパーシティの区域指定に当たっては、専門家の評価も取り入れつつ、諮問会議で調査審議を行うということにしてはどうかと考えております。

さらに、いわゆるブラウンフィールド型の場合に、住民を対象とした投票において合意が得られた先端的サービスについては、投票の対象となった住民の利便性の確保に配慮しつつ、当該住民が全員利用することを原則とするとはどうかと考えています。その趣旨は、例えば、キャッシュレス決済を原則とするというような場合であっても、チャージ機をたくさん置くとかという形で住民の利便性を確保するというような取組をすることによって、原則キャッシュレス決済ということを実施することが可能になるわけで、場合によっては2ウェイのサービスというのでも十分あり得るのではないかと、こういうことも踏まえて、こういう整理にしてはどうかと考えているところでございます。

○喜多参事官 それでは、原座長代理、阿曾沼委員、秋山委員、坂村委員、中川委員、八田委員の順で御発言いただければと思います。

まずは、原座長代理、よろしくお願ひいたします。

○原座長代理 原です。全体を整理いただいて、大変ありがとうございました。

私から三つ、特に気になる点、議論しておいたほうがいかなという点を申し上げます。

まず、1点目、資料2の改正のポイントで言うと、一つ目の目標の改正です。ここは大変重要なポイントで、私たちがこの国家戦略特区を今後運営していくに当たって、どこに重点を置いていくのかということになるのかと思います。私は基本的に今頂いている記載でよろしいのではないかと考えていますが、資源を有効に配分していく観点で考えても、特にこの上のほうに書かれているデジタルトランスフォーメーション、新型コロナに対応した規制改革といった辺りに今後重点を置いていくことになるのかなと思います。

2点目、二つ目の指定タイプの改正について、まず、一つ目は、今の指定されている自治体との整理がどうなっているのか若干分かりづらい気がしまして、広域的な東京圏とか関西圏とかが1番目に当たるのだらうと思うのですが、養父市とか仙北市とかはどちらになるという整理になっているのかよく分からない。

二つ目に、このバーチャル特区について、これは私たちの間でもこれまでずっとバーチャル型の指定をすべきではないかという議論をしてきました。これも今後スーパーシティを指定するのに際して、バーチャル的な地域と地域をつなぐような連携の仕方が出てくるのかと思いますが、あえてこのタイミングでバーチャル特区を別の類型として立てて、ここも指定をするのですという方針を明確にするだけの根拠なり方針が今決まっているのかどうか、これも資源を効率的に配分していくことを考えたときに、私たちは、次はスーパーシティのところ为重点を置いて運用していくことになるのだと思いますので、あえてバーチャル特区をここで明確にするのかどうかというところは議論しておいたほうがいいの

かなと思います。

3点目で、区域会議の構成員として住民代表を例示に入れるのかどうかという点です。これについては、前回の懇談会するときにも議論をしていたと認識していますが、区域会議の構成員の例示として住民代表を加えることについては反対です。住民代表とは何なのか、具体的にどういう選び方をして、どうやって構成員として加えていくのかというイメージができない。本来、住民代表というのは市長とか知事が住民の代表なわけだと思います。

それで、構成員として様々な人が入る今の区域計画に密接な関係を有する人として例示で挙げているのは、あくまで例示にすぎませんから、別にそれ以外の者を排除しているわけではないということだと思います。

それから、住民代表をどうやって選ぶのかは別として、区域会議の中でヒアリングを行って、実質的に意見を伺っていく、参画してもらうことは十分可能だと思います。ただ、一方で、構成員として加えるのは、また別だと思いますので、構成員として加えることの例示にする必要はないのではないかと考えています。

とりあえず以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

次に、阿曾沼委員、よろしく願いいたします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

国家戦略特区の目標の改正ということですが、項目や内容がいっぱい書かれていますが、これを見る人の目線で考えると、書かれている順番が重要だと思います。最初の方に掲げられている項目が特に重要なことと認識するでしょうから、順番というのは人の意識の中で非常に重要です。そういう意味から言えば、「幅広い分野におけるデジタルトランスフォーメーション」の推進、もしくは「高度で革新的な『近未来技術』を実装するための規制改革の推進」ということが、やはりトップに掲げられるべきであるという気がします。

それから、今、原委員もおっしゃったのですが、バーチャル特区というこの類型をはっきりさせることは重要ですし、今まで頑張ってきた指定特区の地域の方たちが、スーパーシティのハードルは高いけれども、新たな取組をしたい時に選択肢を幅広く提示するというのは非常に重要だとは思いますが、しかしながら、スーパーシティを強力に推進しなければいけないときに、ここに明記をする必要があるのかなという感じがしました。

あと、住民投票をマストにするのかしないのかという点は、行政の方たちの大きな注目点になっているのだと思いますが、基本的に住民投票をマストにしていくのだというのが基本方針になってくると思います。万が一、強力な思いと覚悟はあるのだけれども、住民投票に代わる他の方式を採るのであれば、当然そこには客観的かつ合理的な説明が必要になってくると思います。その御説明は求める必要があると思っています。

あと、住民代表に関してですが、色々な省庁の医療関連の委員会でも、受益者である患者団体の代表の方を必ず入れることになっていると承知しています。今回の区域会議の位

置付けの中で住民代表をマストにする必要があるのかどうかというのは、色々な考え方があるのだらうと思いますが、私は住民の意向を十分に反映できる構成員の参加を求めるという表現で良いのではないかと思います。区域会議そのものが、主体性を持って色々なことを決められるわけですから、当然住民の意向をきちんと反映できるメンバーは必要と思います。幅広い選択肢を求め、選定において説明できるということであればいいと思っています。

それから、これは感想なのですが、医療の世界も新型コロナ禍で大きく患者の受診行動の考え方が随分変わってきていると感じます。今、クリニックで一番大変なのは、耳鼻咽喉科や小児科です。ほとんど患者が来ないで苦しんでおられます。特に小児科と耳鼻咽喉科は診療報酬点数も低いので、治療回数を積み重ねて丁寧に診ていかなければ経営ができないということですから御苦労されています。この時期、新型コロナ禍において風邪の患者が少なくなって、インフルエンザも少なくなって、花粉症の患者も少なくなっています。明らかに患者の受診行動が変わっていく中で、医療の診療体制はどうあるべきかというのを根本的に考えていく時期に来ていると思います。

今回この受診行動が変わった中で、医療の仕組みを変革する上で、スーパーシティで何をすべきかを真剣に考え、将来に向けた社会実験をしてもらいたいと考えております。
○喜多参事官 ありがとうございます。

次に、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山です。ありがとうございます。

今回御説明いただいた中で、少し気になる所と、皆さんの御意見をもう一度確認したほうがいいかなと思う点は2点あります。

1点目は、原さんが先ほど御指摘された特区の種類のところで、既存の特区が必ずしもこの類型に当てはまらないなというのは読んで違和感を覚える部分ですので、その辺りの整理をどうするかということは必要だらうと思います。

2点目ですけれども、今もちょっとお話が出ております区域会議の構成員と住民代表、もしくは住民の意向をどう反映させる仕組みにするかということなのですけれども、まず、私も原さんと同じで、構成員を増やすという方向ではないだらうと、なぜならば、地域の意向というのは、地方公共団体の長が体现していることが大前提になると思いますので、基本的にはそこでカバーをする。ただし、元々のこの仕組みの中には、必要と認めるときは追加をすることができるということで、住民その他の利害関係者を追加してはどうかと説明がありましたが、これが誰なのか、どうやって選ぶのかという話が出てこようかと思いますけれども、実質的には住民の意向を適切に代表する者というものを加えてもいいだらうと私は理解しておりますので、その辺りのうまい表現があればいいのではないかなと思っています。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○喜多参事官 ありがとうございます。

次に、坂村委員、よろしくお願いいたします。

○坂村委員 色々よく整理されていて、段々まとまりつつあるのではないかと思うのです。ちょっと私が気になったのは、先ほど原さんもお話しされていましたが、住民代表をどのように入れていくのかという話のところやはり気になっていまして、実は住民代表をどう入れるかというだけではなくて、これからいわゆる会議のやり方をどうするのかというところをもうちょっと今風にしたいほうがいいのかなと思いました。

これはどういうことかと言うと、今までの従来型のように何か新しい、例えば、スーパーシティの懇談会を作ったときに、住民代表とか、それをやる人がどこか1か所に集まってきて、いわゆる従来型の会議をやるというよりも、やはりスーパーシティ自身が最新のデジタルテクノロジーを使った最新の都市にしようとしているわけですから、また、新型コロナということもあるので、会議のやり方自身も、例えば、住民代表というのを誰か1人とやるのではなくて、もう入りたい人だったら、これは極論ですけども、誰でもネット会議の中に住民は入ってこられていつでも意見が言えるとか、常にオープンになっているとか、何かそのようなことで意見を聞くだけだったらネットで十分なので、もう好きなだけ言ってくれということです。言いたいことがあるなら、代表を通してではないと言えないのではなくて、誰でもネットで言えるとか、そういうような未来の民主主義というか、ちょっと今風のやり方と、やり方自身も斬新だというような、今までとは違うようなことをやってみるのはどうか。

ネットを使って住民の意見をどんどん聞いていくやり方を具体的にどうするかというのは、色々考えなければいけないこともあると思うので、例えば、基本方針の中に入れるのであれば、「電子的なやり方も考える」というような一文を入れておくとか、何かそういうようなことをしないと、誰か特定の住民の代表、これは言い方が難しいですけども、代表と言うと、では、誰を代表とするのかとか、その代表の人が色々な人がいますからね。ネットなどを見ていると、やはり集合知というのはすごいものだなと思うのは、あまりに変なことを言い続けていると、やはり変なのではないかと皆が思う場合もあったりするのです。ですから、では、具体的にどうするかということはまだストレートに言えないのだけれども、もう少しネット時代のやり方を取り入れる方向で検討をしたほうがいいのではないかというのは、このお話を聞いていて思いました。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

次に、中川委員、よろしくお願いいたします。

○中川委員 中川です。2点だけ申し上げたいと思います。

1点目は、5分野以上ということについて、あまりハードなハードルではなくて、目安とするとか弱まっていますけれども、5分野が結構きついと思っていらっしゃる自治体の方は結構多いと思うので、そういった部分については文言はこれでいいと思いますが、説明会などがあるようなら、そこで本当に目安なのだということをお伝えいただければと思

います。

2点目で、これは区域会議の構成について、他の委員とちょっと違う意見を申し上げるのですけれども、おそらく住民その他利害関係者を区域会議のメンバーに加えることについては、やはりちょっと慎重であるべきだという委員の意見というのは、原委員の意見に代表されるように訳が分からないという部分にかなり根拠があるように思っています。

そこで、少し私は質問も含めてということなのですけれども、いずれにしても住民投票みたいなものが基本的に意向確認のものとして出てくるわけなのですけれども、その住民投票というのが地方自治法の住民投票に限定されるのかと言うと、多分されないように私は思っています。要は、グリーンフィールド型みたいな話だと、そもそも住民がいなくて区画整理事業とか再開発事業みたいにこれから出てくる新住民みたいな人が何かまちをつくっていくみたいな話なので、要は、それは区画整理組合とか再開発組合の中の意思決定システムの中で意向を確認すればいいので、そのときの住民代表みたいな話というのは、組合の理事長とかそういう人を考えればいいように思います。

それから、ブラウンフィールド型の中でも非常に広いものについては、地方自治法の住民投票でみたいな感じになりますが、例えば、マンションみたいな団地の中でスーパーシティみたいなものを区域を限ってやるような場合には、マンションの区分所有者の総会が多分意思決定の場としては効率的であるように私は思います。そういった場合には、管理組合の理事長をこの住民代表とすればいいので、後の住民投票というものが地方自治法のものに限定されないのだとすると、ここに住民その他の利害関係者ということを入れたとしても、ある程度説明はつくのかなと、そんな気がしております。

私からは以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

次に、八田委員、よろしく願いいたします。

○八田委員 まず、2点あります。

第1点は、今まで特区で色々な規制緩和をしてきたのですが、スーパーシティでなければならない理由についてです。スーパーシティであることで、当事者にとってどのような利益があるのか。逆に言えば、今度スーパーシティでやろうとしていることの何を従来の制度ではどこができなかったのか。そこのところを御説明いただければありがたいというのが第1点です。

第2点は、今の住民の参加についてで、中川委員がおっしゃったように、適切に選べる場合もあるのではないかと。グリーンフィールド型のときは入れなくてもおかしくはないだろうし、ブラウンフィールド型だって、そういう場合もあると思うのです。マンションの中だけでやるのではなくて全体でやるような場合、住民参加をどうすれば一番いいのかと言うと、結局坂村先生がおっしゃったように、なるべく色々な意見を参考意見として聞くことだと思うのです。そのようなプロセスは、最初は、デジタルだけでも、ノン・デジタルでも意見を色々募って、その中からまともそうなものをきちんと参考意見としてデジタ

ルで詳しく説明してもらってもいいし、その場に来て説明してもらってもいい。中には、例えば、中川委員がおっしゃったような管理組合の人などにも有益な知見をお持ちなので、この人を呼んでこなければいけないというので意見を述べてもらうという方もおられると思うのです。しかし、そのような方を構成員にする必要はなくて、その人たちの意見を聞けばいいのだと思います。

まず、第一に、我々としてはできるだけ住民の意見は聞きたい、聞きたいけれども、そのやり方をあまり硬直的にはやりたくない、そういうことをどうやって整合的に考えるかということなのではないかと思っています。

以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

それでは、現段階で竹中座長、事務局説明と委員の皆様の御発言を踏まえまして、コメントがありましたら、よろしくお願ひいたします。

○竹中座長 ありがとうございます。

ちょっとその前に、今、八田先生が一番最初にされた事務局に対する質問があったと思うのですが、八田先生、もう一度おっしゃっていただけますか。

○八田委員 私の第1の質問は、従来の特区の仕組みでは今回スーパーシティでやろうとしていることが、何が障害でできないのか、スーパーシティという新しい仕組みを作ることによって、従来できなかったことの何ができるようになるのだろうかという、そこが明確に分かるとありがたいので、それが基本方針にどのように入っているのだろうかということです。

○竹中座長 事務局のほうから、今の問題に対して答えていただけますか。

○佐藤審議官 ありがとうございます。佐藤でございます。

今の八田先生の御指摘について申し上げますと、要するに、先端技術を活用して大胆な規制改革、こういうことをやって「まるごと未来都市」を目指すというように大胆な規制改革を同時・一体・包括的に行うものがスーパーシティなのだということで考えておりました、逆に言うと、これまでの国家戦略特区の制度は、個々の規制改革を一つ一つやっていくということだったと思うのですけれども、そうではなくて大胆な規制制度改革を同時・一体・包括的に推進していく、それがスーパーシティなのだということで我々としては整理をしているのですけれども。

○八田委員 従来とはっきり違うのは、何らかの形で住民の意向の確認を踏まえるというところがある。もう一つは、やり方についての共通性をきちんと全国的に持たせようではないかと思っています。それは個々の地域でバラバラに改革するのではダメなので、全体的に見通して、デジタルの方式に関する統一的な方向を決めるというそんなこともあったと思うのです。新しい技術でそういうことが可能になる時代になったということです。例えば、住民の意向を踏まえるのでも、この期に及んで言うのも変だけれども、従来の特区の改革との根本的な違いをもうちょっと追加してもいいかなと思いました。

○原座長代理 原ですけれども、ちょっと補足をいたします。認識の確認で、まず、先ほど従来の特區は個別の規制改革と聞こえたのですけれども、それはむしろ構造改革特區で、構造改革特區は個別の規制改革名義でした。むしろ国家戦略特區を作るときには、同時・一体・包括的に規制改革を進めていくということだったのだと思います。なので、八田先生がおっしゃられたように、住民合意、住民の意向の確認というところがまさにポイントで、住民の意向があれば、これまではできなかったような大胆な規制改革が、そこでより同時性、包括性もさらに高まるのだと思います、という説明が込められているというのが、私の理解です。

○竹中座長 原さん、基本方針にスーパーシティの意義ということに関して、大胆な規制・制度改革案を同時・一体・包括的に一層推進していくということを明示するということがいいですか。

○原座長代理 私はそれでいいかなと思っていましたが、八田先生がおっしゃるように、それをより明確に強められる工夫があれば、またできればと思います。

○竹中座長 ありがとうございます。

今までの議論を踏まえて、座長としての感想を申し上げたいと思います。

まず、今日時間が限られていますので、今日の意見を踏まえて、最終的にはワーキンググループの世話役である八田先生と原さんに是非再度確認をお願いしたいという大前提を申し上げた上で、そもそも基本方針とは何だろうかということを考えると、やはり私たちとして守るべきベースラインをしっかりと書いておく。ここは外してはいけないというベースラインをしっかりと書いておくというのが一つの原則であると同時に、一方で、我々はこれから何が起こるかよく分からないので、それに対しては非常に柔軟に対応できるようにしておく。その意味では、戦略的曖昧さみたいな部分を残しておくということも多分すごく重要だと思うのです。

ただ、一方で、現時点で少なくとも想定される、こういうことが起こると困るなということに関してはしっかりと排除するような戦略性も多分必要だと思います。まず、改正のポイントに関して、目標の改正に関しては多くの方の意見と同じで、今まで私たちは5分野というのを挙げてきたわけですが、そのさらに上に今回の新型コロナ対応から出てきたデジタルトランスフォーメーション等々の話を入れる、これはこれでおそらく多くの人の合意があるのではないかなと思います。

2番目の類型の話なのですけれども、要するに、類型は問題点として提起されているのは養父市に象徴されるような重点的に頑張っているところをどのように位置付けるのかということ、そこをやはり明確にしておく必要があるのではないかということ。一方で、多分議論があるとすれば、今まではあまり進んでいないのですけれども、バーチャル特區のようなものは将来的にはあり得るので、今までここで書かれていたようなものを今の時点で消してしまうのもったいないなということと、それをどのように整合するかということのを皆さんに考えていただいて、その意見を八田先生と原さんと集約していただきたいなと

思います。

もう一つは、おおむね5分野というところで、これは中川先生が御指摘になったように自治体がすごい気にしていることは確かなので、これはこのような形に書くのか、おおむね5分野、ただしこれは原則だということで説明がありましたけれども、そういうことでうまくしのげるかどうかということ。私はもう今のままでも説明の仕方で大丈夫かなと思いますけれども、もう一度精査をしていただきたいと思います。

資料2の一番最後なのですが、**「必要に応じ、追加的な意向確認の手続きを実施」**と、これは追加的だという言い方でよいのでしょうか。追加的と言うと、他にさらにやれというように、必要に応じ適切なのか、本来そういう趣旨かなと思ったのですが、意見があったら、皆さん後で聞かせてください。

あと、気が付いたところだけ申し上げますと、例えば、住民その他の利害関係者について、阿曾沼先生は、住民の意向が反映させられるようなというような表現が考えられないだろうかということで、これは一つのヒントだと思います。ないしは、住民その他の利害関係者というのを「住民」というのをあえて取ってしまって「その他の利害関係者」という表現にして、解釈としてその中に当然住民は入っていますという解釈の問題だと説明するという方法もあるのかなと思います。その他の利害関係者という形で、その中には当然入っていますよという言い方ですよ。

あと、指定基準の2番目について、「複数分野の」ではなく「広範かつ大胆な」に変更するというのは、それによろしいのかなと思います。そして、重要なのは専門家の意見の取り入れ方ですが、要するに、様々な専門家の評価を取り入れつつ諮問会議が調査審議を行うのだと、これはやはりベースラインとして守られなければいけないという重要なポイントなのだと思います。

あと、今日の皆さんの御意見で、坂村先生がおっしゃったデジタルな手法も活用しつつ、やはり様々な意見を取り入れるというようなのは、これは私たちの姿勢を示すものとして何かどこかで表現を入れて、我々の理念としてどこかで表現されているのがよろしいのではないかなと思いました。

一応私の気が付いたところだけ、以上なのですが、何かコメント、御意見があれば、事務局からでも、委員の皆様からでも御指摘をください。

私からは以上です。

○阿曾沼委員 一つだけよろしいですか。

国家戦略特区の類型の改正ということで、このスーパーシティ制度の導入に併せて既存の特区類型について改めて整理し云々などということは、既存の特区制度とスーパーシティの整合性についての議論の上で整理されるべきで、ここの表現や内容は非常に曖昧で、何をどうしたらいいのかよく分からないなという印象を持ちましたので、是非再考いただければと思います。

○喜多参事官 ありがとうございます。

バーチャル特区の今の養父市の整理等につきまして、黒田参事官のほうから事実関係を御説明させていただきます。

○黒田参事官 現在の基本方針の中に記載がございますけれども、その中の「比較的広域的な指定」をフルメニュー型、「革新的事業連携型指定」をバーチャル型という類型と捉えますと、現在の指定類型は、養父市も含めて全てフルメニュー型に該当しております。これは平成26年3月の最初の区域指定の際、当時の新藤大臣は、記者会見においてが、「広域指定と革新的事業連携というバーチャル指定の二つに分けるならば、今回定めたものは全て、広域地域指定という類型だ」と御発言しております。

現在の規定が、「比較的広域的な指定」と「革新的事業連携型指定」と、やや分かりにくい書きぶりになっているようなこともあったのだと思いますけれども、数年前に、バーチャル特区の議論をしていた際、それをより分かりやすく明確にするということで、今回類型を明確化しようとしているような「分野横断改革拠点型指定」と、「特定事業連携型指定」というような形で整理をしたと承知してございます。

以上、補足でございます。

○佐藤審議官 さらに若干補足すると、過去1～2年前にまさにこういう議論をしていたで、ただ、そのときに想定されていた具体的な案件が結局全国的な制度改正で行われたということもあって、検討はしたけれども、結局基本方針の文言修正には至らなかったという経緯があると聞いております。

そういう経緯を踏まえて、今回この機会に改めて改正してはどうかとも思ったのですが、現実問題として、今の時点ではバーチャル特区の具体的な案件が乏しいと考えているところがございます。したがって、何か積極的に改正しなければいけないという事情があるというわけではございませんので、先ほど頂いたようにあえて今やる必要があるのかと言われると、必ずしもそういうわけではないというのが正直なところでございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

この指定類型のところについては、おっしゃるように元々の基本方針の書き方というのは非常に曖昧でよく分からない状態だったのですが、このままでも問題はないわけですよ。なので、スーパーシティだけ加えるというのものもあるのかなと、特に皆さんに御異論がなければ、それも有り得るのかなと思いました。

○竹中座長 坂村先生、どうぞ。

○坂村委員 ちょっと今の議論を聞いていて、バーチャル特区とスーパーシティの関係とかの話なのですが、まず、最初に、八田先生が問題提起されているスーパーシティというのが一体何なのだと、今までとどこが違うのかという議論が、今日も皆さんの意見を聞いていて色々盛り上がっているのですけれども、これはやはりちゃんとやったほうがいいと思いました。

私は、スーパーシティがどこが一番違うのかということと言うと、やはりアーキテクトというような言葉が出てくるように、こういう全てをまとめる司令塔がいるかないかと

ということだと思うのです。今までの特区というのは、割と規制改革する項目が決まってきた、そういう項目が決まってくると、色々分野があって、その分野間に連携があったかと言うと、連携が特になくても、例えば、農業分野の話と薬の話という関係あると言えばあるかもしれないけれども、ないと言えないわけで、そういうものの寄せ集めだったわけです。

それに対して、今度のスーパーシティというのは、前から言っていますように、例えば、マイナンバーを何に使ってもいいというようなことをやった途端に色々な分野にこれは波及してくるわけですよ。実はそういう意味で、バーチャル特区にも近いところがあって、マイナンバーをどういうことにも使ってもいいというような市町村は、全部バーチャル特区で連携してマイナンバーを自由に使ってビジネスの活性化とか色々なことをやろうではないかというようなものが、一つのバーチャル特区のような気も私はします。

やはり司令塔がいるかないかということが重要で、ある意味、住民の人から権力を受け取るというか、そういうバーチャルの世界での権利を受け取るわけですから、何か大きいやりたい目標のため——大きい目標というのは地域の活性とか地域が掲げる大きな目的だと思うのだけれども、そういうもののためにアーキテクトにある程度託して、そういうばらばらではなく連携とか、そういうようなことをしながら目的を達成していくというようなことが、ちょっと従来のものと違うのかなという気がしました。

それに対して、今日の資料2の「国家戦略特区基本方針の改正のポイント（案）」の要約のところで、どういうものをスーパーシティと言うかというときに、これも前から問題になっていますけれども、「5分野以上」というところで、私は「複数分野ということを使うよりも先端的サービスを提供できるかのほうが重要だ」ということを言って、これを取り入れていただいています。

だから、資料2の3（1）の（i）と（ii）がANDではなくてORだということは説明を聞くと分かるのですけれども、この資料を見ていると何か（i）と（ii）を両方やらなければいけないかのように勘違いしてしまう、ANDのように捉えてしまう人がいるかもしれないので、そこはちょっと、この資料だけで捉えてしまう人はいるので、そういう人に誤解されるといけないので、（i）と（ii）はORだよと、これは基本方針に記載してほしい、そういうようなことを気が付きました。

長くなってしまって申し訳ありません。以上です。

○竹中座長 ありがとうございます。

すごく重要なポイントを指摘していただいて、それは是非反映していただきたいと思います。今のような後半部分の説明を聞くと、自治体の人も分かりやすいなと思います。

そして、御指摘くださったようにアーキテクト、そして、八田先生、原さんが御指摘してくださったように住民の合意、つまりアーキテクトが包括的な権力を持つからこそ住民の合意が要するという、これはコインの両面みたいなものだと思いますし、その意味では、今回のスーパーシティのところからいくつかの連携が生まれる、バーチャルの特区が生ま

れるということも可能なので、バーチャルなものも読めるような書き方は残しておくという事は重要だということなのだと思います。

他にありますでしょうか。

○原座長代理 まず、一つ目は、先ほど竹中座長がおっしゃられたように、区域会議の構成員の例示については、「その他利害関係者」にする。それから、住民の意向の反映について、基本構想の作成に当たっての住民その他の利害関係者の意向の反映をするという部分に、坂村先生がおっしゃられたようなデジタルな手法を用いる、オープンな場で様々な住民の方の意見を聞くようにするというのを是非表現を加えられるといいのではないかなと思います。むしろ固定的な人からだけ聞くのではなくて、幅広く聞けるという仕組みにできるのかなと思いましたが、そんなことでいかがでございましょうか。

○竹中座長 では、八田先生と原さんをお願いしますけれども、事務局とよく相談してください。よろしいでしょうか。一つだけ、今後のスケジュールのところ、後ずれして割と柔軟な書き方になっているのですけれども、スーパーシティの公募は12月目途、これはこれでいいですか。

○喜多参事官 はい。

○竹中座長 よろしいですか。

私からは以上です。

○喜多参事官 ありがとうございます。

では、本日の懇談会はこれで終了させていただきたいと思います。